

2024年7月30日

株式会社エフエネ

大雨に伴い被災された東北電力管轄地域にお住まいのお客さまに対する 電気料金の特別措置について

7月25日からの大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
当社は、このたびの大雨の影響で災害救助法が適用された地域のうち、お申し出いただいた
すべてのお客さまに対して、電気料金等の特別措置を適用させていただきます。

災害救助法の適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更
新されます。最新情報については、「[内閣府発表_災害救助法の適用状況](#)」をご参照ください。
昨日時点での特別措置の対象地域については、下記となります。

<対象の地域>

災害救助法の適用地域

・7月25日からの大雨災害

【秋田県】

横手市・湯沢市・由利本荘市・大仙市・にかほ市・仙北市

・北秋田郡上小阿仁村・仙北郡美郷町・雄勝郡羽後町・雄勝郡東成瀬村

【山形県】

鶴岡市・酒田市・新庄市・寒河江市・村山市・尾花沢市

・最上郡金山町・最上郡最上町・最上郡舟形町・最上郡真室川町

・最上郡大蔵村・最上郡鮭川村・最上郡戸沢村・東田川郡三川町

・東田川郡庄内町・飽海郡遊佐町

・特別処置の内容

① 支払期日の1ヵ月延長

・2024年6月分、7月分、および8月分の電気料金について、支払期日（支払い義務
発生日の翌日から30日目）を1ヵ月間延長いたします。

② 不適用月の電気料金の免除

災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月
分の電気料金から6ヵ月間に限り、電気料金を申し受けません。

③ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2025年1月末日までの間は、復
旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

・特別処置の申込み方法

この特別措置の適用をご希望されるお客さまは、弊社までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

株式会社エフエネ

TEL：0570-011-663

営業時間:10時～17時30分（夏季・年末年始・土日祝を除く）